

4 中途採用等支援助成金

(1) 中途採用拡大コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第109条及び第110条の4の規定に基づく中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0401c 支給対象措置（45歳以上初採用）
0101 趣旨	0401d 支給対象措置（情報公表・中途採用者数の拡大）
0200 定義	0402a 支給対象事業主（生産性向上助成）
0201 申請事業主	0500 支給額（中途採用拡大助成）
0202 中途採用者	0501b 支給額（中途採用率拡大）
0203 中途採用率	0501c 支給額（45歳以上初採用）
0204 中途採用者のうち離職した者の割合	0501d 支給額（情報公表・中途採用者数の拡大）
0205 雇用管理制度	0600 支給額（生産性向上助成）
0300 支給要件（中途採用拡大助成）	0601b 支給額（中途採用率拡大）
0301a 支給対象者（共通）	0601c 支給額（45歳以上初採用）
0301c 支給対象者（45歳以上初採用）	0601d 支給額（情報公表・中途採用者数の拡大）
0302a 支給対象措置（共通）	0700 中途採用計画届等の提出
0302b 支給対象措置（中途採用率拡大）	0701 中途採用計画届等の提出期限（共通）
0302c 支給対象措置（45歳以上初採用）	0702a 中途採用計画届等（共通）
0302d 支給対象措置（情報公表・中途採用者数の拡大）	0702b 中途採用計画届等（中途採用率拡大）
0303a 支給対象事業主（共通）	0702d 中途採用計画届等（情報公表・中途採用者数の拡大）
0303b 支給対象事業主（中途採用率拡大）	0703 中途採用計画届等の受理（共通）
0303c 支給対象事業主（45歳以上初採用）	0704 中途採用計画届等の変更・取下げ（共通）
0303d 支給対象事業主（情報公表・中途採用者数の拡大）	0800 中途採用計画届等の確認
0304a 中途採用計画（共通）	0801a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）
0304b 中途採用計画（中途採用率拡大）	
0304c 中途採用計画（45歳以上初採用）	
0304d 中途採用計画（情報公表・中途採用者数の拡大）	
0305 併給調整	
0400 支給要件（生産性向上助成）	
0401a 支給対象措置（共通）	
0401b 支給対象措置（中途採用率拡大）	

0801b	支給対象事業主に該当することの確認（中途採用率拡大）		認（中途採用率拡大）
0801c	支給対象事業主に該当することの確認（45歳以上初採用）	1102c	支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）
0801d	支給対象事業主に該当することの確認（情報公表・中途採用者数の拡大）	1102d	支給対象措置に該当することの確認（情報公表・中途採用者数の拡大）
0802a	中途採用計画の確認（共通）	1103a	支給対象事業主に該当することの確認（共通）
0802b	中途採用計画の確認（中途採用率拡大）	1200	支給要件の確認（生産性向上助成）
0802c	中途採用計画の確認（45歳以上初採用）	1201a	支給対象措置に該当することの確認（共通）
0802d	中途採用計画の確認（情報公表・中途採用者数の拡大）	1201b	支給対象措置に該当することの確認（中途採用率拡大）
0803d	情報公表を行った内容の確認（情報公表・中途採用者数の拡大）	1201c	支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）
0804d	企業規模の確認	1201d	支給対象措置に該当することの確認（情報公表・中途採用者数の拡大）
0900	支給申請（中途採用拡大助成）	1202a	支給対象事業主に該当することの確認（共通）
0901b	支給申請の期限（中途採用率拡大）	1300	支給決定（中途採用拡大助成）
0901c	支給申請の期限（45歳以上初採用）	1301	支給決定通知
0901d	支給申請の期限（情報公表・中途採用者数の拡大）	1302	支給決定取消通知
0902a	支給申請書等（共通）	1303	支給決定台帳への記入及び書類の保管
0902b	支給申請書等（中途採用率拡大）	1400	支給決定（生産性向上助成）
0902d	支給申請書等（情報公表・中途採用者数の拡大）	1401	支給決定通知
0903	支給申請書の受理（共通）	1402	支給決定取消通知
1000	支給申請（生産性向上助成）	1403	支給決定台帳への記入及び書類の保管
1001	支給申請の期限（共通）	1500	委任
1002	支給申請書等（共通）	1501	公共職業安定所長への業務の委任
1003	支給申請書の受理（共通）	1600	附則
1100	支給要件の確認（中途採用拡大助成）	1601	施行期日
1101a	支給対象者に確認することの確認（共通）	1602	経過措置
1101c	支給対象者に該当することの確認（45歳以上初採用）	a=	共通の要件
1102a	支給対象措置に該当することの確認（共通）	b=	「中途採用率拡大」にのみ適用される要件
1102b	支給対象措置に該当することの確認	c=	「45歳以上初採用」にのみ適用される要件
		d=	「情報公表・中途採用者数の拡大」にのみ適用される要件

0100 趣旨

0101 趣旨

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）（以下「中途採用拡大コース」という。）は、これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用者の人事評価、賃金、処遇等の制度を整備した上で、①採用者に占める中途採用者の割合の拡大（以下「中途採用率拡大」という。）、②45歳以上の中高年労働者を初めて採用すること（以下「45歳以上初採用」という。）又は、③0302dで定める定量及び定性情報の公表並びに、中途採用者数の拡大（以下「情報公表・中途採用者数の拡大」）を通じて中途採用の拡大を図った場合に当該事業主に対して助成を行うとともに、中途採用の拡大を図った後、生産性向上が図られた場合に、当該事業主に対して助成を行うものである。

なお、中途採用拡大コースは、支給対象措置によって、次のように区分される。

中途採用拡大助成	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大（①中途採用率拡大、②45歳以上初採用又は③情報公表・中途採用者数の拡大）を図った事業主に対する助成
生産性向上助成	中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対する助成

0200 定義

0201 申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、中途採用拡大コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所（以下「申請事業所」という。）の事業主をいう。

0202 中途採用者

本要領における「中途採用者」とは、申請事業主において、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第35条第2項に規定する新規学卒者又はこれに準ずる者（新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用された者）（以下「新規学卒者等」という。）以外で雇い入れられた者をいう。

0203 中途採用率

本要領における「中途採用率」とは、一定の期間内において一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者のうち0301aの支給対象者の割合（以下「中途採用率（期間前）」という。）及び0304bに定める期間において一般被保険者等かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者のうち0301aの支給対象者の割合（以下「中途採用率（期間中）」という。）をいい、それぞれ以下の計算式により算定する。

イ 中途採用率（期間前）

$$\frac{\text{期間前に雇い入れた0301aの「支給対象者」数}}{\text{期間前に雇い入れた一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）

ロ 中途採用率（期間中）

0304bに定める期間に雇い入れた一般被保険者等（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）の人数が50人以上である場合、当該中途採用率（期間中）は、0301aの支給対象者が10人を超える分については、支給対象者1人を2人分に換算して算定する。

(イ) 期間中に雇い入れた者が50人未満である場合

$$\frac{\text{期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数}}{\text{期間中に雇い入れた一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）

(ロ) 期間中に雇い入れた者が50人以上の場合

$$\frac{10人 + [(期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数 - 10人) \times 2]}{期間中に雇い入れた一般被保険者数 + 高年齢被保険者数} \times 100$$

(期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。)

なお、「パートタイム労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者であって、雇用保険被保険者データにおける雇用形態が「3」（パートタイム）の者をいう。

0204 中途採用者のうち離職した者の割合

本要領における「中途採用者のうち離職した者の割合」とは、以下のイ及びロをいう。

なお、イ及びロにおける「雇い入れ日から1年以内に離職した者数」に以下の1～3の者の数は含まない。

- 1 定年退職（離職区分が「2 E」に該当するもの）による離職者
- 2 重責解雇（離職区分が「5 E」に該当するもの）による離職者
- 3 役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮等により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者

イ 中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）

計画期間の初日の前日から起算して1年前の日から当該前日までの期間において、一般被保険者等かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者であって0301aの「支給対象者」のうち、雇い入れ日から1年以内に離職した者数の割合（以下「中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）」という。）をいい、以下の計算式により算定する。ただしこの場合における、「支給対象者」については、0301a中「0304b又は0304cに定める期間（以下「計画期間」という。）」とあるのは、0401bについては、「0304bに定める計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間」と、0401dにおいては、「0304dに定める計画期間の初日の前日から起算して1年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間」と読み替えることとする。

$$\frac{\text{期間前に雇い入れた0301aの「支給対象者」数のうち雇入れ後1年以内に離職した者の数}}{\text{期間前に雇い入れた0301aの「支給対象者」数}} \times 100$$

ロ 中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）

0304dに定める期間において一般被保険者等かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者であって0301aの「支給対象者」のうち、雇い入れ日から1年以内に離職した者数の割合（以下「中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）」という。）をいい、以下の計算式により算定する。

$$\frac{\text{期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数}}{\text{期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数}}$$

のうち雇入れ後1年以内に離職した者の数

×100

期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数

0205 雇用管理制度

本要領における「雇用管理制度」とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組みをいう。）等をいう。

0206 正規雇用労働者

本要領における「正規雇用労働者」とは、基本的には「いわゆる正規型の労働者」を指し、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものですが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格の有無）を総合的に勘案して判断されます。

0300 支給要件（中途採用拡大助成）

0301a 支給対象者（共通）

中途採用拡大コース（中途採用拡大助成）（以下「中途採用拡大助成」という。）の支給対象とする者（以下「支給対象者」という。）は、次のイ～ハのいずれにも該当する者（以下「対象中途採用者」という。）であって、0304b、0304c又は0304dに定める期間（以下「計画期間」という。）内に雇い入れられた、次のニ及びホに該当する者とする。

イ 申請事業所において、中途採用者として雇い入れられる者であること。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられる者であること。

ハ 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられる者であること。

なお、有期雇用契約で雇い入れられる者、有期雇用契約から期間の定めのない雇用契約に切り換えられる者及び紹介予定派遣後に雇い入れられる者はこれに該当しない。

ニ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣又は請負により申請事業主の事業所において就労したことの無い者であること。

ホ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、申請事業主との関係が次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する事業主に雇用されていた者でないこと。

(イ) 両者が親会社と子会社又はその逆の関係にあること（注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とする。）。

(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

0301c 支給対象者（45歳以上初採用）

0301aに加え、雇入れ日における年齢が45歳以上の者であること。

0302a 支給対象措置（共通）

中途採用拡大助成は、次のイ～ニ及び中途採用率拡大については0302bの措置をとった0303a及び0303bを満たす事業主、45歳以上初採用については0302cの措置をとった0303a及び0303cを満たす事業主、情報公表・中途採用者数の拡大については0302dの措置をとった0303a及び0303dを満たす事業主に対して支給するものとする。

イ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備するための計画を策定し、計画期間内に当該制度を整備すること。

ロ 中途採用者の採用拡大の取組に係る0304a及び0304b、0304c又は0304dを満たす計画（以下「中途採用計画」という。）を策定し、0304b、0304c又は0304dの計画期間内に達成すること。

ハ 中途採用計画に関するものを含め、中途採用拡大コースの支給要件を満たすことの確認を求めるとの各種申請書類を、支給対象者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出していること。

ニ 支給対象者を、支給申請日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に退職勧奨等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである（以下0303aハ及び0401aロにおいて同じ。）。

また、支給対象者を、支給申請日の翌日以降支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）をしていた場合は支給対象とならない。

0302b 支給対象措置（中途採用率拡大）

次のイ～ハのいずれにも該当する措置を講じること。

イ 0304bの計画期間に、支給対象者を2人以上雇い入れること。

ロ 0304bの計画期間における0203ロの(イ)又は(ロ)により算定した中途採用率（期間中）から、計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該前日までの期間における0203イにより算定した中途採用率(期間前)を減じた値を20ポイント以上とすること。

ハ 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること。

0302c 支給対象措置（45歳以上初採用）

次のイ及びロの措置を講じること。

イ 0304cに規定する計画期間に、雇入れ日において45歳以上の支給対象者を1人以上雇い入れること。

ロ イにより雇い入れた支給対象者のうち、0901cの支給申請日時点で、雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されている者が1人以上いること。

0302d 支給対象措置（情報公表・中途採用者数の拡大）

次のイ～ハ及びニ（ニについては0501dの定着助成に該当する場合のみ）の措置を講じること。

イ 計画期間の初日から計画期間の末日まで、事業所における次の(イ)～(ハ)について、インターネットの利用またはその他の方法において公表すること。

(イ) 事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用比率

(ロ) 事業所の中途採用に係る定量情報のうち以下のa～cのうち1項目以上の情報

a 事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の男女別・年齢階層別の中途採用比率

b 事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者のうち中途採用者の、公表日時点の定着率（離職率）

cその他、事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用に係る定量情報で、公表することで中途採用に関する環境整備を推進すると認め

られるもの。(他業種・他職種からの転換の割合、就労未経験者の割合、前職が正規雇用労働者以外であった者の割合、中途採用の採用計画 等)

(ハ) 事業所の中途採用に係る定性情報のうち以下のa～dのうち2項目以上の情報

a 中途採用者に求める人材像や職務内容の詳細(必要なスキル・経歴・資格、配属部門、実際の業務内容・業務フロー、応募者に求める志向性・人物像などが具体的に示されているものに限る)

b 中途採用者の処遇及びキャリアパスに関する情報(賃金水準、配置転換、勤務地、評価方法及び昇格条件、出産・育児・介護・復職等に係る支援制度、休暇その他の福利厚生に関する情報等が具体的に示されているものに限る)

c 採用後の人材育成に関する情報(資格取得に関する支援、研修期間、中長期的な人材育成のロードマップ、実地研修やマンツーマン研修などの具体的な研修内容や方法などが具体的に示されているものに限る)

d その他、事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用に係る定性情報で、公表することで中途採用に関する環境整備を推進すると認められるもの。(中途採用に関する企業の考え方 等)

※ なお、「直近の3事業年度」とは、事業年度における正規雇用労働者の採用活動が終了し、正規雇用による中途採用者の状況を「見える化」することができる状態となった最新の事業年度を含めた3事業年度を指し、公表の方法・例は以下によることとする。

公表の方法・例

1. 直近3事業年度の考え方

4月1日～3月31日が事業年度の企業が、2020年度の採用活動を終了し、正規雇用労働者の中途採用比率の公表ができる状態となり、2021年8月31日に公表を行う場合



2. 正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法

	正規雇用労働者の採用数(A)	うち 中途採用者数(B)	公表する中途採用比率 ($B/A \times 100$ により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)
2018年度	46人	16人	$16/46 \times 100 = 34.78 \dots \approx 35\%$
2019年度	32人	13人	$13/32 \times 100 = 40.62 \dots \approx 41\%$
2020年度	38人	7人	$7/38 \times 100 = 18.42 \dots \approx 18\%$

中途採用比率
(公表値)

3. 公表

	2018年度	2019年度	2020年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	35%	41%	18%

公表日：2021年8月31日

- ロ 計画期間中に雇い入れ、雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されている支給対象者の数が、計画期間の初日の前日から起算して1年前の日から当該前日までの間に採用された中途採用者数を上回り、かつ10人以上（中小企業事業主にあつては2人以上）であること。
- ハ 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること。

ただし、雇入れ日から起算して6か月の経過後、それぞれの支給決定時までの間に、事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）により事業主が支給対象者を雇用しなくなった場合は支給対象とならない。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。
- ニ 中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）未満であること。ただし、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）が0%の場合は、中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が0%であること。

0303a 支給対象事業主（共通）

- 中途採用拡大コースの支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、次のイ～ホのいずれにも該当する申請事業主とする。
- イ 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間において、支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても、支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となる。）。
 - ロ 事業所において、次の(イ)～(ハ)の書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和22年法律第100号）において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。
 - (イ) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類
 - (ロ) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳等」という。）
 - (ハ) 離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
 - ハ 中途採用計画に係る0702aの書類の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。
 - ニ 基準期間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由

のうち離職区分1 A又は3 Aとされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、中途採用計画に係る0702aの書類の提出日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える事業主でないこと。

なお、基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が3人以下である場合にはこの限りでない。

0303b 支給対象事業主（中途採用率拡大）

次のイ～ハのいずれにも該当する申請事業主であること。なお、0501bロの支給対象となる事業主は、イ～ハに加えてニにも該当する申請事業主とする。

イ 0304bに定める計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所であること（当該3年前の日において、雇用保険被保険者が存在する事業所であること。）。

ロ 0304bに定める計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間における0203イにより算定した中途採用率（期間前）が60%未満であること。

ハ 0304bに定める計画期間の初日の前日以前に、0302a及び0302bの措置を講じたものとして、中途採用拡大コースの支給（平成31年4月1日より前に提出された中途採用者の採用拡大に関する計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給を含む。）を受けたことがないこと。

ニ 0304bに定める計画期間の初日の前日以前に、申請事業所で中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）を雇い入れたことがないこと。

具体的には、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ) 中途採用計画の初日現在で申請事業所に雇用されている労働者の中に、中途採用者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者がいないこと。

(ロ) 計画期間の初日時点で既に申請事業所を離職し、当該計画期間の初日時点で離職から5年経過していない者の中に、中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）として雇い入れられた者がいないこと。

0303c 支給対象事業主（45歳以上初採用）

次のイ及びロのいずれにも該当する申請事業主であること。

イ 0304cに定める計画期間の初日の前日までに通算3年以上雇用保険適用事業所であること（当該通算3年以上の期間に雇用保険被保険者が継続して存在する事業所であること。）。

ロ 0304cに定める計画期間の初日の前日以前に、申請事業所で雇入れ日において45歳以上の中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）を雇い入れたことがない申請事業主であること。

具体的には、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ) 中途採用計画の初日現在で申請事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者がいないこと。

- (ロ) 計画期間の初日時点で既に申請事業所を離職し、当該計画期間の初日時点で離職から5年経過していない者の中に、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられ、雇入れ日における年齢が45歳以上であった者がいないこと。

0303d 支給対象事業主（情報公表・中途採用者数の拡大）

次のイ及びロのいずれにも該当する申請事業主であること。

- イ 0304dに定める計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において、雇用保険適用事業所であること。（当該1年前の日において、雇用保険被保険者が存在する事業所であること。）。

- ロ 0304dに定める計画期間の初日の前日以前に、0302a及び0302dの措置を講じたものとして、中途採用拡大コースの支給を受けたことがないこと。

0304a 中途採用計画（共通）

次のイ及びロのいずれにも該当する計画を定めるものであること。

- イ 対象中途採用者に適用される0205の雇用管理制度を整備するものであり、当該雇用管理制度（募集・採用を除く。）が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであること。

ただし、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は要件を満たすものとして取り扱う。

- (イ) 対象中途採用者の採用時の職種が新規学卒者等が従事する職種と異なる場合
(ロ) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が複数ある場合であって、対象中途採用者に適用される雇用管理制度がそのいずれかと同一である場合（例えば、同一職種であっても、通常の社員と地域限定正社員で制度が異なる場合）

なお、計画期間の初日の前日以前に上記に該当する雇用管理制度が整備されている場合には、当該要件を満たすものとして取り扱う。

- ロ 計画期間における中途採用の拡大について、次の(イ)～(ト)の内容を計画していること。

- (イ) 採用予定職種
(ロ) 採用予定者数
(ハ) 採用予定時期
(ニ) 採用目的
(ホ) 配置予定部署・役職
(ヘ) 採用時の評価方法
(ト) 採用後のモデルキャリア

0304b 中途採用計画（中途採用率拡大）

中途採用計画の期間は、1年とする。

なお、計画終了時点までに0302bイ又はロを達成できないことが見込まれる場合、計画期間を延長し、2年又は3年に変更することができる。

ただし、0704イ(イ)のとおり、計画期間の変更は1回に限り行うことができるものとする。

0304c 中途採用計画（45歳以上初採用）

中途採用計画の期間は、1年以下であって事業主が定める期間とする。

なお、計画終了時点までに0302cイを達成できないことが見込まれる場合、0701aにより提出した当初の計画期間の初日から起算して1年を超えない範囲で、計画期間を変更することができる。また、計画期間目標中途採用数を達した時点で、計画期間を短縮することができる。

0304d 中途採用計画（情報公表・中途採用者数の拡大）

中途採用計画の期間は、1年以下であって事業主が定める期間とする。

なお、1年未満の期間の中途採用計画を定めた事業所について、計画終了時点までに0302dロを達成できないことが見込まれる場合、0701aにより提出した当初の計画期間の初日から起算して1年を超えない範囲で、計画期間を延長することができる。また、計画期間中に目標中途採用者数を達した時点で、計画期間を短縮することができる。

0305 併給調整

中途採用率拡大、45歳以上初採用と情報公表・中途採用者数の拡大のいずれの支給要件も満たす場合であっても、それぞれの中途採用計画に重複する期間がある場合、一つしか支給しない。

0400 支給要件（生産性向上助成）

0401a 支給対象措置（共通）

中途採用拡大コース（生産性向上助成）（以下「生産性向上助成」という。）は、次のイ～ニ及び0401b、0401c又は0401dを満たす事業主に対して支給するものとする。

イ 0304b、0304c又は0304dの計画期間の初日が属する会計年度の前年度（以下「基準年度」という。）とその3年度後の会計年度との比較において、「第1 共通要領」0206の生産性の伸び率が6%以上であること。

ロ 生産性の算定対象となる事業所において、基準年度の初日から基準年度の3年度後の会計期間の末日までの間に、雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

ハ 0304b、0304c又は0304dの計画期間中に雇い入れた支給対象者を、1301の中途採用拡大助成の支給決定日以降、1401の生産性向上助成の支給申請の日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、支給対象者を、1001の支給申請の日の翌日以降支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）をしていた場合は支給対象とならない。

ニ 0304b又は0304cの計画期間中に雇い入れた支給対象者について、0302aイで整備した雇用管理制度を1001の支給申請日まで継続して適用していること。

0401b 支給対象措置（中途採用率拡大）

0302bにより雇い入れ、雇入れ日から起算して6か月を経過する日まで継続して雇用されていた支給対象者のうち、1001の支給申請の日までに離職した者の割合が20%未満であること。

0401c 支給対象措置（45歳以上初採用）

0302cにより雇い入れ、0901cの支給申請日においても継続して雇用され、かつ雇入れ日から起算して6か月を経過していた支給対象者のうち、1001の支給申請の日においても継続して雇用されている者が1人以上いること。

0401d 支給対象措置（情報公表・中途採用者数の拡大）

0302dにより雇い入れ、雇入れ日から起算して6か月を経過する日まで継続して雇用されていた支給対象者のうち、1001の支給申請の日までに離職した者の割合が20%未満であること。

0402a 支給対象事業主（生産性向上助成）

支給対象事業主は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、次のイ～ハのいずれにも該当する事業主とする。

イ 0300の中途採用拡大助成の支給を受けた事業主であること。

ロ 0900の中途採用拡大助成の支給申請日の翌日から1001の支給申請日までの間において、支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても、支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となる。）。

ハ 事業所において、次の(イ)～(ハ)の書類を整備、保管している事業主であること（船員

法において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。

(イ) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等の書類

(ロ) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳等の書類

(ハ) 離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0500 支給額（中途採用拡大助成）

0501b 支給額（中途採用率拡大）

イ 0303a及び0303bイ、ロを満たす申請事業主が、0302a及び0302bの措置を講じた場合の助成は、50万円とする。

ただし、0304bの計画期間における0203ロの(イ)又は(ロ)により算定した中途採用率（期間中）から、計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該前日までの期間における0203イにより算定した中途採用率(期間前)を減じた値を40ポイント以上とした場合、70万円とする。

ロ イの支給を受けた事業主であって、0304bに定める計画期間の初日の前日以前に申請事業所で中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）を雇い入れたことのない、0303bハに該当する事業主である場合は、イの額に加えて10万円を支給する。

0501c 支給額（45歳以上初採用）

0303a及び0303cを満たす申請事業主が、0302a及び0302cの措置を講じた場合の助成は、60万円とする。

ただし、0302cイにより雇い入れた支給対象者の中に、雇入れ日における年齢が60歳以上であって、支給申請日において継続して雇用されており、かつ雇入れ日から起算して6か月経過している者が含まれている場合には、70万円とする。

0501d 支給額（情報公表・中途採用者数の拡大）

0303a及び0303dを満たす申請事業主が、0302a及び0302dの措置を講じた場合の助成は、30万円とする（中途採用者数拡大助成）。

ただし、中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）未満である場合（中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）が0%の場合は、中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）以下である場合を含む）は、20万円加算し、次のとおり支給する。

イ 中途採用者数拡大助成・・・30万円

ロ 定着助成・・・20万円

0600 支給額（生産性向上助成）

0601b 支給額（中途採用率拡大）

0402aを満たす申請事業主が、0401a及び0401bの措置を講じた場合の助成は、25万円とする。

0601c 支給額（45歳以上初採用）

0402aを満たす申請事業主が、0401a及び0401cの措置を講じた場合の助成は、30万円とする。

0601d 支給額（情報公表・中途採用者数の拡大）

0402a を満たす申請事業主が、0401a 及び 0401d の措置を講じた場合の助成は、15 万円とする。

0700 中途採用計画届等の提出

0701a 中途採用計画届等の提出期限（共通）

中途採用拡大コースを受給しようとする事業主は、0304a及び0304b、0304c又は0304dを満たす中途採用計画を作成し、雇用保険適用事業所ごとに、0702a、0702b（0302bの措置を講じる場合に限る。）及び0702d（0302dの措置を講じる場合に限る。）の書類（以下「中途採用計画届等」という。）を、計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から計画期間の初日の前日までの間に、管轄労働局長に提出しなければならない。

ただし、計画期間の初日の前日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を中途採用計画届等の提出期限とみなす。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して行うことができる。

0702a 中途採用計画届等（共通）

中途採用計画の届出に必要な書類は次のイ～ニのとおりである。

- イ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届（様式第1号）（以下「中途採用計画（変更）届（様式第1号）」という。）
- ロ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（様式第3号）（以下「中途採用計画書（様式第3号）」という。）
- ハ （計画期間の初日の前日以前に対象中途採用者に適用される雇用管理制度が整備されている場合）次の(イ)、(ロ)の書類
 - (イ) 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）
 - (ロ) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）（対象中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限る。）
- ニ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0702b 中途採用計画届等（中途採用率拡大）

事業主は、0702aに加え、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）（以下「中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）」という。）を添付しなければならない。

0702d 中途採用計画届等（情報公表・中途採用者数の拡大）

事業主は、0702aに加え、次の書類を添付しなければならない。

- イ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用者一覧（計画期間前）（様式第5号）（以下「中途採用者一覧（計画期間前）（様式第5号）」という。）
- ロ 情報公表を行った内容の確認票（様式第6号）（以下「情報公表内容確認票（様式第6号）」という。）
- ハ 中途採用の情報公表が掲載されていることが確認できる書類（自社ホームページのページの写し等）
- ニ 中小企業事業主に該当しているかが確認できる次の(イ)及び(ロ)の書類

- (イ) 事業内容と資本金を確認できる「会社案内パンフレット」、「法人税確定申告書」などの書類
 - (ロ) 常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」、「会社組織図」などの書類
- 第1 共通要領の0202に定める中小企業事業主に該当していない場合は、ニ(イ)及びニ(ロ)の書類は不要。

0703 中途採用計画届等の受理（共通）

- イ 管轄労働局長は、中途採用計画届等が提出されたときは、提出された書類に記載漏れがないか、必要な資料が添付されているか等の形式的な不備のほか、0800の各事項について確認を行う。
- ロ 中途採用計画届等の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該中途採用計画に係る助成金は支給しない。
- ハ 管轄労働局長は、0800の各事項の確認後、0303及び0304の要件を満たすと判断した場合は、中途採用計画（変更）届（様式第1号）に受理印を押印の上、受理番号を記入し、その写しを送付又は手交する。
- ニ 管轄労働局長は、0800の確認後、0303及び0304の要件に該当しないと判断した場合は、計画を受理できない旨をその理由とともに中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届不受理通知書（様式第2号）（以下「中途採用計画届不受理通知書（様式第2号）」という。）により事業主に通知するものとし、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の原本と併せて送付又は手交するとともに、中途採用計画届不受理通知書（様式第2号）及び中途採用計画（変更）届（様式第1号）の写しを保管する。
- ホ 0704イのとおり、中途採用計画の内容に変更が生じたときは、遅滞なく中途採用計画（変更）届（様式第1号）により届け出るよう指導する。

0704 中途採用計画の変更・取下げ（共通）

- イ 事業主は、中途採用計画（変更）届（様式第1号）又は中途採用計画書（様式第3号）に掲げる事項のうち、次の(イ)～(ト)によりその内容に変更が生じたときは、遅滞なく中途採用計画（変更）届（様式第1号）及び中途採用計画書（様式第3号）、(ハ)の場合はこれに加えて中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

- (イ) 0304bなお書きにより計画期間を変更する場合

ただし、変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに届け出るものとし、再度の変更はできないものとする。

- (ロ) 0304cなお書きにより計画期間を変更する場合

ただし、変更前の計画期間終了日の前日までに届け出ることとする。

(ハ) 0304c また書きにより計画期間を変更する場合

ただし、短縮する変更後の計画期間終了日の前日までに届け出ることとする。

(ニ) 0304d なお書きにより計画期間を変更する場合

ただし、変更前の計画期間終了日の前日までに届け出ることとする。

(ホ) 0304d また書きにより計画期間を変更する場合

ただし、短縮する変更後の計画期間終了日の前日までに届け出ることとする。

(ハ) 0304a 及び 0304b を満たす中途採用計画に係る中途採用計画届等の提出日以降、計画期間の初日の前日までの間に、新たに雇入れを行ったことにより中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第 4 号）に記載すべき対象労働者に変更が生じた場合

(ト) 中途採用計画届等の提出時に提出した中途採用計画書（様式第 3 号）において、計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合

ロ 管轄労働局長は、記入事項について確認後不備がないと認められる場合には、中途採用計画（変更）届（様式第 1 号）に受理印を押印の上、その写しを送付又は手交し、計画の変更を受理した旨を事業主に通知する。

ハ 事業主は、対象中途採用者の雇入れを行わなくなった場合、採用が見込まれないなど中途採用計画の実施が困難になった場合等により中途採用計画届等を取り下げる際には、やむを得ないと認められる場合を除き、0900 の支給申請を行う前までに中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画取下げ届（様式第 7 号）により管轄労働局長に届け出なければならない。

なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

ニ 管轄労働局長は、取下げを行う理由の確認を行った後、計画書の取下げを受理した旨を中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画取下げ届受理通知書（様式第 8 号）により事業主に通知する。

0800 中途採用計画届等の確認

0801a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

イ 中途採用計画届等の提出日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画届等の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことの確認（0303aハ・ニ関係）

中途採用計画（変更）届（様式第1号）の5欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

0801b 支給対象事業主に該当することの確認（中途採用率拡大）

イ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所であることの確認（0303bイ関係）

ロ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間における0203イにより算定した中途採用率（期間前）が60%未満であることの確認（0303bロ関係）

中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画届等を提出する場合は、計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該提出日までの期間について確認する。

なお、対象中途採用者は、ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））であること及び中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）の「④採用区分」欄の「中途採用者（B）」に○が付されていることを確認する。

また、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））である場合であって、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）の「④採用区分」欄の「新規学卒者等（A）」に○が付されている場合は、新規学卒者等であることを確認できる書類（雇用契約書、応募書類等）の提出を求め、確認する。

さらに、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）に記載された算定対象者について、ハローワークシステム（助成金事務処理）における雇用形態が「3」（パートタイム）である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する。

ハ 0302 a 及び0302bの措置を講じたものとして、中途採用拡大コースの支給（平成31年4月1日より前に提出された中途採用者の採用拡大に関する計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給を含む。）を受けたことがないこと（0303bハ関係）

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（様式第26号）（以下「支給台帳（様式第26号）」という。）及び労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」別添3-3-15「労働移動支援助成金（中途採用拡大

コース) 支給台帳」(様式第15号))により確認する。

- ニ 0304bに定める計画期間の初日の前日以前に、申請事業所で中途採用者(期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く。))に限る。)を雇い入れたことがないことの確認(0303bニ関係)

中途採用計画(変更)届(様式第1号)2(4)欄及びハローワークシステムにより、計画期間の初日の前日以前に、雇用形態が期間の定めのない労働者(雇用形態が「7」(その他)であり、取得原因が「2」(新規取得(その他))である者)がいないことを確認する。ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画届等を提出する場合は、提出日以前について確認する。

また、ハローワークシステムにより、計画期間の初日の前日以前において、中途採用者の雇入れの記録が確認された場合であって、申請事業主から、実際には雇用形態が「7」(その他)や取得原因が「2」(新規取得(その他))ではない等、0303bニの要件を満たす旨の申し出があった場合には、確認書類(雇用契約書、内定通知等)の提出を求め、確認する。

なお、雇入れ日が平成21年4月1日より前である等の理由から、ハローワークシステムにより雇用形態が確認できない者がいる場合であって、当該者以外に計画期間の初日の前日以前において雇用形態が期間の定めのない労働者に該当する者がいない場合は、事業主に当該者に係る確認書類(雇用契約書、内定通知等)の提出を求めるとし、保存年限の経過により当該確認書類が存在しない場合は事業主から疎明書を提出させて確認すること。

0801c 支給対象事業主に該当することの確認(45歳以上初採用)

- イ 計画期間の初日の前日までに通算3年以上雇用保険適用事業所であることの確認(0303cイ関係)

- ロ 計画期間の初日の前日以前に45歳以上の者を雇用したことがないこと(0303cロ関係)については、中途採用計画(変更)届(様式第1号)2(5)欄及びハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により、計画期間の初日の前日以前に、雇入れ時の年齢が45歳以上かつ雇用形態が期間の定めのない労働者(雇用形態が「7」(その他)であり、取得原因が「2」(新規取得(その他))である者)がいないことを確認する。ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画届等を提出する場合は、提出日以前について確認する。

また、ハローワークシステム(助成金事務処理)により、計画期間の初日の前日以前において、雇入れ時の年齢が45歳以上の者の雇入れの記録が確認された場合であって、申請事業主から、実際には雇用形態が「7」(その他)や取得原因が「2」(新規取得(その他))ではない等、0303cの要件を満たす旨の申し出があった場合には、確認書類(雇用契約書、内定通知等)の提出を求め、確認する。

なお、雇入れ日が平成21年4月1日より前である等の理由から、ハローワークシステム(助成金事務処理)「31620 一般助成金支給要件照会」により雇用形態が確認できない者がいる場合であって、当該者以外に計画期間の初日の前日以前において雇入れ時の年齢が45歳以上かつ雇用形態が期間の定めのない労働者に該当する者がいない場合は、事業主に当該者に係る確認書類(雇用契約書、内定通知等)の提出を求めるとし、

保存年限の経過により当該確認書類が存在しない場合は事業主から疎明書を提出させて確認すること。

0801d 支給対象事業主に該当することの確認（情報公表・中途採用者数の拡大）

イ 0304dに定める計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において、雇用保険適用事業所であること。（0303dイ）

ロ 0302 a 及び0302dの措置を講じたものとして、情報公表・中途採用者数の拡大の支給を受けたことがないこと（0303dロ関係）
支給台帳（様式第26号）により確認する。

0802a 中途採用計画の確認（共通）

イ 対象中途採用者に係る雇用管理制度を整備するものであることの確認（0304aイ関係）

対象中途採用者について、0205の雇用管理制度を整備するものであり、当該雇用管理制度（募集・採用を除く。）が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであることについては、中途採用計画書（様式第3号）の3②及び3③欄により確認する。

なお、当該職種で採用された新規学卒者等がいる場合であって、中途採用計画書（様式第3号）の3③欄で「同じ雇用管理制度の適用を受ける新規学卒者等が在籍していない」が選択されている場合は、本要件を満たさないものとする。

また、中途採用計画届等の提出時点前に対象中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合は、0702 a ハ、1102aイについても併せて確認する。

ロ 中途採用の拡大の取組に係る計画を策定していることの確認（0304 a ロ関係）

中途採用計画（変更）届（様式第1号）及び中途採用計画書（様式第3号）により確認する。

なお、計画内容は次の(イ)及び(ロ)を踏まえて確認する。

(イ) 0304 a ロ「(ハ)採用時の評価方法」は、対象者について、経験・能力・適性等を踏まえて評価する旨が記載されていることを確認する。

(例) ・〇〇の資格、経験年数を踏まえて評価する。

(ロ) 0304 a ロ「(ト)採用後のモデルキャリア」は、中途採用者の採用後に辿る職歴等（モデルキャリア）が記載されていることを確認する。

(例) ○年後：店舗責任者、△年後：エリアマネージャー、□年後：統括責任者

0802b 中途採用計画の確認（中途採用率拡大）

計画期間（0304b関係）については、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の2(2)欄により、その期間が1年であることを確認する。

0802c 中途採用計画の確認（45歳以上初採用）

計画期間（0304c関係）については、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の2(2)欄により、その期間が1年以内であることを確認する。

0802d 中途採用計画の確認（情報公表・中途採用者数の拡大）

計画期間（0304b関係）については、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の2(2)欄により、その期間が1年以内であることを確認する。

0803d 中途採用に係る情報公表の確認（情報公表・中途採用者数の拡大）

中途採用に係る情報公表については、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の2(6)欄及び「情報公表を行った内容の確認票」（以下、情報公表確認票（様式第6号））にて、以下のイ～ニを確認する。

イ 公表手段

中途採用に係る情報公表を行う手段がインターネットの利用その他の方法であることを、1欄及び添付書類により確認する。

ロ 0302dイ(イ)の中途採用率の公表の確認

2欄及び添付書類により確認する。

ハ 0302dイ(ロ)の中途採用に係る定性情報の公表の確認

3欄及び添付書類により確認すること。

ニ 0302dイ(ハ)の中途採用に係る定量情報の公表の確認

4欄及び添付書類により確認すること。

0804d 企業規模の確認（情報公表・中途採用者数の拡大）

イ 中途採用計画（変更）届（様式第1号）の1(3)欄と1(4)欄に齟齬がないことを確認すること。

ロ 中途採用計画（変更）届（様式第1号）の1(3)欄と1(4)欄により、第1共通要領の0202に規定する中小企業事業主であるか否かを確認すること。この場合において、原則として、常時雇用する労働者の数（以下「常用労働者数」という。）により確認することとし、そのみでは中小企業事業主であると見なせない場合のみ、提出書類により資本の額又は出資の総額を確認すること。

ハ 常時雇用する労働者の数は、次の(イ)及び(ロ)により確認すること。

(イ) 中途採用計画（変更）届（様式第1号）に記載されている常用労働者数が、第1共通要領の0202に定める数（例えば、製造業にあつては、300人）を超えているときは、確認行為は要しないこと。

(ロ) 常用労働者数が第1共通要領の0202に定める数以下である場合には、事業主から企業全体の被保険者数を申告させ、次のa及びbにより処理すること。ただし、常用労働者数が第1共通要領の0202に定める数を大幅に下回る場合等で当該事業主が中小企業事業主であることが明らかな場合は、この限りでない。

a 被保険者数について第1共通要領の0202に定める数を下回ることが確認される場合には、常用労働者数についての確認行為は要しないこと。この場合において、被保険者数についての確認は、「雇用保険適用事業所台帳」「雇用保険被保険者台帳」（他の公共職業安定所の管轄に係る部分については、「被保険者資格得喪の確認通知書」等の提示を求める。）、ハローワークシステム等により行うこと。

b 被保険者数が第1共通要領の0202に定める数を超えるときは、被保険者数と常用労働者数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数により常用労働者数を判定すること。

ニ 事業所の主たる事業については、中途採用計画（変更）届（様式第1号）1(2)欄及び「会社案内パンフレット」、「法人税確定申告書」などの書類等により確認すること。

0900 支給申請（中途採用拡大助成）

0901b 支給申請の期限（中途採用率拡大）

中途採用拡大助成のうち中途採用率拡大に係る助成を受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0902a及び0902bで定めた書類を、計画期間の終了日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

0901c 支給申請の期限（45歳以上初採用）

中途採用拡大助成のうち45歳以上初採用に係る助成を受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0902aで定めた書類を、支給対象者の雇入れ日（支給対象者が複数名の場合は、雇入れ日が最も早い者に係る雇入れ日）から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

0901d 支給申請の期限（情報公表・中途採用者数の拡大）

中途採用拡大助成のうち情報公表・中途採用者数の拡大に係る助成を受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0902a及び0902dで定めた書類を、イ又はロの期間に管轄労働局長に提出しなければならない。

イ 中途採用者数拡大助成については、支給対象者の雇入れ日（支給対象者が複数名の場合は、雇入れ日が最も遅い者に係る雇入れ日）から起算して6か月が経過する日（当該日が計画期間の末日以前の場合は、計画期間の末日）の翌日から2か月以内

ロ 定着助成については、イに定める支給申請の期間の6か月後の期間。

0902a 支給申請書等（共通）

中途採用拡大助成の支給申請（情報公表・中途採用者数の拡大においては中途採用者数拡大助成）に必要な書類は以下のとおりである。

イ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給申請書（様式第9号）（以下「支給申請書（様式第9号）」という。）

ロ （計画期間中に対象中途採用者の雇用管理制度を整備した場合）対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）

ハ 0301の支給対象者ごとの次の書類

(イ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等、雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類

(ロ) 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給対象者雇用状況等申立書（様式第12号）（以下「雇用状況等申立書（様式第12号）」という。）

なお、中途採用拡大助成のうち45歳以上初採用に係る助成を受給しようとする事業主にあつては、支給申請日時点において雇入れ日から起算して6か月経過している全ての支給対象者について提出するものとする。

(ハ) 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し（支払い期日が到来していない月を除く。）

(ニ) 支給対象者の雇入れ日の属する月の出勤簿等

ニ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

ホ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0902b 支給申請書等（中途採用率拡大）

0902aに加え、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定対象者一覧（計画期間）（様式第10号）（以下「中途採用率算定対象者一覧（計画期間）（様式第10号）」という。）を添付する。

0902d 支給申請書等（情報公表・中途採用者数の拡大）

0902aに加え、次のイ及びロの書類を添付する。また、定着助成を支給を申請する場合は、0902aハ（ハ）、ニ及びホに加えて、次のハからトの書類を添付する。

イ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用者一覧（計画期間）（様式第11号）（以下「中途採用者一覧（計画期間）（様式第11号）」という。）

ロ 計画期間の途中で求人情報誌や求人サイト等の掲載期間の更新を行った事業主は、新しい掲載期間が分かる契約書等

ハ 中途採用等支援助成金（情報公表・中途採用者数の拡大/定着助成）支給申請書（様式第20号）（以下「支給申請書（定着助成）（様式第20号）」という。）

ニ 中途採用者のうち離職した者の割合調書（計画期間前）（様式第21号）（以下「中途採用者離職割合調書（計画期間前）（様式第21号）」という。）

ホ 中途採用者のうち離職した者の割合調書（計画期間）（様式第22号）（以下「中途採用者離職割合調書（計画期間）（様式第22号）」という。）

へ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・中途採用者数の拡大（定着助成））支給対象者雇用状況等申立書（様式第23号）（以下「雇用状況等申立書（様式第23号）」という。）

ト 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・中途採用者数の拡大）の支給を受けたことがわかる書類（中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）にかかる支給決定通知書（写））

0903 支給申請書の受理（共通）

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、1100の各事項に留意して、これを審査するものとする。

イ 支給申請期間内に提出されていること。

ロ 所要の事項が記載されていること。

ハ 所要の添付書類が添付されていること。

1000 支給申請（生産性向上助成）

1001 支給申請の期限（共通）

生産性向上助成を受給しようとする事業主は、「第1 共通要領」0401の規定によらず、雇用保険適用事業所ごとに、1002で定めた書類を基準年度の3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して5か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

ただし、中途採用拡大助成のうち、0304bの計画期間を2年又は3年に延長した場合であって、上記の申請期限が0901bの支給申請の期限より前に到来する場合は、0900の支給申請と併せて0901bの期限までに管轄労働局長に提出すれば足りるものとする。

1002 支給申請書等（共通）

生産性向上助成の支給申請に必要な書類は以下のとおりである。

- イ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給申請書（様式第15号）（以下「支給申請書（様式第15号）」という。）
 - ロ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給対象者一覧（様式第16号）（以下「支給対象者一覧（様式第16号）」という。）
 - ハ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給（不支給）決定通知書（様式第13号）（以下「支給（不支給）決定通知書（様式第13号）」という。）の写し（1001ただし書きに該当する場合を除く。）
 - ニ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給対象者雇用状況等申立書（以下「雇用状況等申立書（様式第17号）」という。）
 - ホ 0900の中途採用拡大助成の支給申請日の翌日から1001の支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し（支払い期日が到来していない月を除く。）
 - ヘ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）
 - ト 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
 - チ 生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）
 - リ チの算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）
 - ヌ その他管轄労働局長が必要と認める書類
-

1003 支給申請書の受理（共通）

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、1200の各事項に留意して、これを審査するものとする。

- イ 支給申請期間内に提出されていること。
- ロ 所要の事項が記載されていること。
- ハ 所要の添付書類が添付されていること。

1100 支給要件の確認（中途採用拡大助成）

1101a 支給対象者に該当することの確認（共通）

0301aイ～ホについては、以下により確認すること。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行うこと。

イ 中途採用者として雇い入れられた者であること（0301aイ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、「取得原因」が「2 新規（その他）」であること及び雇用状況等申立書（様式第12号）の（1）7欄により確認する。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられた者であること（0301aロ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ハ 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者であること（0301aハ関係）

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により「雇用形態」が「7」（その他）であることを確認する。

ニ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣又は請負により申請事業主の事業所において就労したことがない者であること（0301aニ関係）

雇用状況等申立書（様式第12号）の（2）1欄及び雇用保険データにより確認する。

ホ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用されていた事業主と申請事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にないこと（0301aホ関係）

雇用状況等申立書（様式第12号）の（2）2欄により確認する。

1101c 支給対象者に該当することの確認（45歳以上初採用）

対象中途採用者の雇入れ時の年齢が45歳以上であることは、雇用状況等申立書（様式第12号）の（1）4欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102a 支給対象措置に該当することの確認（共通）

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、特に、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して支給対象者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、慎重な審査を行うものとする。

イ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備するための計画を策定し、0304b、0304c又は0304dの計画期間内に当該制度を整備したことの確認（0302aイ関係）

対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、

賃金規程等)により確認する。

- ロ 中途採用者の採用拡大に係る取組に係る計画を策定し、計画期間内に達成したことの確認 (0302aロ関係)

支給申請書 (様式第9号)により確認する。

- ハ 中途採用計画届等を雇入れを行った事業所の所在地を管轄する管轄労働局長に提出していることの確認 (0302aハ関係)

支給申請書 (様式第9号)の「2(1)中途採用計画受理番号」欄により確認する。

- ニ 計画期間中に雇い入れた支給対象者を、支給決定日までに事業主都合により解雇等 (退職勧奨を含む。)していないことの確認 (0302aニ関係)

ハローワークシステム (助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102b 支給対象措置に該当することの確認 (中途採用率拡大)

- イ 中途採用率が向上していることの確認 (0302bイ・ロ関係)

支給対象者を2人以上雇用したこと及び中途採用率 (期間中)と計画期間の初日の前日以前3年間の中途採用率 (期間前)の差が20ポイント以上であることについては、中途採用率算定対象一覧 (計画期間) (様式第10号)及びハローワークシステム (助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

なお、中途採用率算定対象一覧 (計画期間) (様式第10号)に記載された算定対象者について、ハローワークシステムにおける雇用形態が「3」 (パートタイム)である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する (支給対象者以外の者については、雇用契約書の提出を求めた上で確認する。)。

- ロ 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であることの確認 (0302bハ関係)

中途採用率算定対象一覧 (計画期間) (様式第10号)及びハローワークシステム (助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102c 支給対象措置に該当することの確認 (45歳以上初採用)

- イ 計画期間中に、雇入れ日において45歳以上の支給対象者を1人以上雇い入れたことの確認 (0302cイ、0501c関係)

ハローワークシステム (助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」、支給申請書 (様式第9号)、雇用状況等申立書 (様式第12号)及び雇用契約書 (写)又は雇入れ通知書 (写)により確認する。

また、当該支給対象者のうち雇入れ日時点の年齢が60歳以上の者の有無については、雇用状況等申立書 (様式第12号)の(1)4欄及びハローワークシステム (助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

- ロ 支給申請日時点で、雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されている支給対象者が1人以上いることの確認 (0302cロ関係)

ハローワークシステム (助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。また、雇入れ日時点の年齢が60歳以上の支給対象者がいる場合であって、支給申請日において継続して雇用されており、かつ雇入れ日から起算して6か月を経過

している者がいることについては、雇用状況等申立書（様式第12号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102d 支給対象措置に該当することの確認（情報公表・中途採用者数の拡大）

中途採用者数拡大助成についてはイ及びロ、定着助成についてはハを確認する。

イ 計画期間の初日から末日まで中途採用に係る定性及び定量情報を公表していることの確認（0302d関係）

自社ホームページにて中途採用情報を公表した事業主については、ホームページの中途採用情報の公表ページを確認する。なお、当該ページを確認することができなかった場合、事業主に疎明を取ることで、計画期間の初日から末日まで掲載されていたことを確認したとして差し支えない。

また、計画期間中に求人情報誌や求人サイト等の掲載期間を更新した事業主については、当初の有効期限と更新後の初日が同日、または有効期限の翌日が更新後の初日にあたり、かつ、その後の更新により、有効期限が計画期間の末日以降となっていることを確認する。

ロ 計画期間中に雇入れた支給対象者数及び支給対象者が雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されていることの確認（0302dロ、0501d関係）

中途採用者一覧（計画期間）（様式第11号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」、支給申請書（様式第9号）、雇用状況等申立書（様式第12号）及び雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）により確認する。

ハ 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であることの確認（0302dハ関係）

中途採用者一覧（計画期間）（様式第11号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

なお、中途採用者一覧（計画期間）（様式第11号）に記載された算定対象者について、ハローワークシステムにおける雇用形態が「3」（パートタイム）である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する。

ニ 中途採用者のうち離職した者の割合（期間中）が、中途採用者のうち離職した者の割合（期間前）未満であること

支給申請書（定着助成）（様式第20号）、中途採用者離職割合調書（計画期間）（様式第22号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1103a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

申請事業主が、0303aの支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 支給対象者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認（0303aイ関係）

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等（その写しを含む。）により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで

支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

- ロ 中途採用計画を作成した事業所において必要書類を整備、保管していることの確認
(0303aロ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

- ハ 中途採用計画届等の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことの確認 (0303aハ・ニ関係)

支給申請書(様式第9号)の6欄及びハローワークシステム(助成金事務処理)により確認する。

1200 支給要件の確認（生産性向上助成）

1201a 支給対象措置に該当することの確認（共通）

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。

イ 生産性の伸び率が6%以上であることの確認(0401aイ関係)

「第1 共通要領」0503及び支給申請書（様式第15号）により確認する。

ロ 生産性要件の算定期間において、支給申請日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと（0401aロ関係）

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）又はハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ハ 支給対象者を、中途採用拡大助成の支給決定日以降生産性向上助成の支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないことの確認（0401aハ関係）

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）又はハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ニ 支給対象者について、計画期間中に整備した雇用管理制度を1001の支給申請日まで継続して適用していることの確認（0401aニ関係）

支給対象者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）により確認する。

1201b 支給対象措置に該当することの確認（中途採用率拡大）

雇入れ日から起算して6か月を経過する日まで継続雇用されていた支給対象者のうち、1001の支給申請日までに離職した者の割合が20%未満であることについては、支給対象者一覧（様式第16号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する（0401b関係）。

1201c 支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）

0901cの支給申請日時点で雇入れ日から起算して6か月を経過し継続して雇用されていた支給対象者のうち、1001の支給申請日において継続して雇用されている者が1人以上いることについては、支給対象者一覧（様式第16号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する（0401c関係）。

1201d 支給対象措置に該当することの確認（情報公表・中途採用者数の拡大）

雇入れ日から起算して6か月を経過する日まで継続雇用されていた支給対象者のうち、1001の支給申請日までに離職した者の割合が20%未満であることについては、支給対象者一覧（様式第16号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する（0401d関係）。

1202a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

イ 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主であることの確認(0402aイ関係)

1301により通知した支給（不支給）決定通知書（様式第13号）の写しにより確認する。

ロ 支給対象者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認(0402aロ関係)

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等(その写しを含む。)により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ハ 申請事業所において、事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0402aハ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

1300 支給決定（中途採用拡大助成）

1301 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、支給（不支給）決定通知書（様式第13号）により申請事業主に通知すること。

1302 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0800により支給の取消しを行ったときは、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給決定取消及び返還通知書（様式第14号）により申請事業主に通知すること。

1303 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第26号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1400 支給決定（生産性向上助成）

1401 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給（不支給）決定通知書（様式第15号）により申請事業主に通知すること。

1402 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0800により支給の取消しを行ったときは、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給決定取消及び返還通知書（様式第19号）により事業主に通知すること。

1403 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第26号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1500 委任

1501 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0703及び0800～1400に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1600 附則

1601 施行期日

イ 本要領は、平成31年4月1日から施行する。

ロ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。

ハ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。

ニ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 3(1) 中途採用拡大コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ホ 令和3年3月31日付け職発0331第25号・雇均発0331第5号・開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

ヘ 令和4年3月31日付け職発0331第55号・雇均発0331第12号・開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。

1602 経過措置

イ 令和元年10月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。

ロ 令和2年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。

ハ 令和3年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。

ニ 令和4年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

様式第1号 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届

様式第2号 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届不受理通知書

様式第3号 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画

様式第4号 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算

	定対象一覧（計画期間前）	
様式第5号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 一覧（計画期間前）	中途採用者
様式第6号	情報公表を行った内容の確認票	
様式第7号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 取下げ届	中途採用計画
様式第8号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 取下げ届受理通知書	中途採用計画
様式第9号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）	支給申請書
様式第10号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 定対象一覧（計画期間）	中途採用率算
様式第11号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成） 一覧（計画期間）	中途採用者
様式第12号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）	支給対象者雇用 状況等申立書
様式第13号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）	支給（不支給） 決定通知書
様式第14号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）	支給決定取消 及び返還通知書
様式第15号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）	支給申請書
様式第16号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）	支給対象者一 覧
様式第17号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）	支給対象者雇用 状況等申立書
様式第18号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）	支給（不支給） 決定通知書
様式第19号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）	支給決定取消及 び返還通知書
様式第20号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・中途採用者数の拡大（ 定着助成））	支給申請書
様式第21号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・採用者数拡大（定着助 成））	中途採用者のうち離職した者の割合調書（計画期間前）
様式第22号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・採用者数拡大（定着助 成））	中途採用者のうち離職した者の割合調書（計画期間）
様式第23号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・中途採用者数の拡大（ 定着助成））	支給対象者雇用状況等申立書
様式第24号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・中途採用者数の拡大（ 定着助成））	支給（不支給）決定通知書
様式第25号	中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/情報公表・中途採用者数の拡大	

(定着助成) 助成) 支給決定取消及び返還通知書様式
様式第26号 中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース) 支給台帳